

令和元年 1 2 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第78号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	1
		宇治市職員の勤務時間に関する条例	2
		宇治市職員の退職手当に関する条例	3
		職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例	4
		職員の分限に関する条例	5
		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	6
		宇治市職員の育児休業等に関する条例	7
		宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	15

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第79号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	公益的法人等への職員の派遣に関する条例	16
議案第81号	宇治市農業委員会委員等定数条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市農業委員会委員等定数条例	17
議案第82号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	18

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づく職員(宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例(平成24年宇治市条例第18号)第2条に規定する臨時職員を除く。)の給与に関する事項並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第1条の2～第23条 略</p> <p>第24条 削除</p> <p>第25条～第27条 略</p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ _____。)の給与に関する事項並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第1条の2～第23条 略</p> <p>(臨時的任用職員の給与)</p> <p>第24条 法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、第1条の2から前条までの規定にかかわらず、他の職員との権衡、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。</p> <p>第25条～第27条 略</p>

宇治市職員の勤務時間に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(<u>会計年度任用職員等の勤務時間</u>)</p> <p>第8条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。</u></p> <p>第9条 略</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で、一般会計及び各特別会計の議会の議決を経た歳出予算によつて給料が支給されるもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項 _____、第28条の5第1項又は _____ 第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を 除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>第2条の2～第20条 略</p>	<p>第1条 略 (退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で、一般会計及び各特別会計の議会の議決を経た歳出予算によつて給料が支給されるもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員又は同法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>第2条の2～第20条 略</p>

職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 _____ _____の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の月額、日額又は時間額及びこれらに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p>

職員の分限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 略 (休職の効果)</p> <p>第8条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも<u>3年</u> _____ を超えない範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>2～6 略</p> <p>第9条～第11条 略 (<u>臨時的職員の特例</u>)</p> <p>第12条 <u>臨時的</u> _____ に任用された職員は、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合又は<u>職員の任用に関する条例(昭和28年宇治市条例第21号)第3条各号に該当する事由</u>がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。</p> <p>第13条・第14条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (休職の効果)</p> <p>第8条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも<u>3年(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期)</u>を超えない範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>2～6 略</p> <p>第9条～第11条 略 (<u>臨時的任用職員の特例</u>)</p> <p>第12条 法第22条の3第4項の規定により<u>臨時的</u>に任用された職員は、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合又は<u>その任用の必要</u> _____ がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。</p> <p>第13条・第14条 略</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (補償の種類、範囲、金額、支給方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を、それぞれの法第2条第4項に規定する平均給与額とみなして適用するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第6条～第8条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補償の種類、範囲、金額、支給方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を、それぞれの法第2条第4項に規定する平均給与額とみなして適用するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p> <p>3・4 略</p> <p>第6条～第8条 略</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)以外の再任用短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する再任用短時間勤務職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である再任用短時間勤務職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない再任用短時間勤務職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める再任用短時間勤務職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する再任用短時間勤務職員</p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <hr/> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <hr/> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該再任用短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている再任用短時間勤務職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>再任用短時間勤務職員</u>の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u>の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該再任用短時間勤務職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子</p>	<p>(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員_____がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員_____に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員_____であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>非常勤職員_____</u>の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) <u>非常勤職員_____</u>の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員_____の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該再任用短時間勤務職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該再任用短時間勤務職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項に規定する産前の休業に相当する産前に関する休暇(以下「産前休暇」という。)又は同条第2項に規定する産後の休業に相当する産後に関する休暇を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する再任用短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育</p>	<p>を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項に規定する産前の休業に相当する産前に関する休暇(以下「産前休暇」という。)又は同条第2項に規定する産後の休業に相当する産後に関する休暇を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該再任用短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子</p>	<p>育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で_____あつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員_____が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員_____がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員_____の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員_____が当該子</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条の5 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ</p>	<p>の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で _____ あつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員 _____ が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員 _____ の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条の5 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員 _____ が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>れることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>第4条～第5条の2 略 (期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略 (育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務</p> <p>に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略 第7条 略</p>	<p>れることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>第4条～第5条の2 略 (期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略 (育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の第2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略 第7条 略</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</u></p> <p><u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u></p> <p>第9条 略</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第10条 略</p>

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的 に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる 事項とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告 しなければならない事項は、職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定 により臨時的に任用された職員及び非常勤職員(同法第22条の2第1項 第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる 事項とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>

公益的法人等への職員の派遣に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項第1号に規定する 法人のうち、次の各号に掲げるもので規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該法人の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が本市の<u>事務事業</u>と密接な関連を有するものであり、かつ、本市の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項第1号及び第3号に掲げる法人のうち、次の各号に掲げるもので規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該法人の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が本市の<u>事務又は事業</u>と密接な関連を有するものであり、かつ、本市の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>

宇治市農業委員会委員等定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(推進委員の定数)</p> <p>第3条 推進委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(推進委員の定数)</p> <p>第3条 推進委員の定数は、<u>4人</u>とする。</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の2 略 (非常勤職員等の給与)</p> <p>第17条 <u>非常勤職員及び臨時職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> <p>第18条・第19条 略</p>	<p>第1条～第16条の2 略 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び退職手当(これらに相当する報酬を含む。)並びに期末手当とする。</u></p> <p>2 <u>第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、第12条、第15条及び第16条の2本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「給料(これに相当する報酬を含む。)の額」と、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>退職手当(これに相当する報酬を含む。)については、管理者が定めるところにより支給する。</u></p> <p>(臨時的任用職員の給与)</p> <p>第18条 <u>地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与の種類及び基準については、第2条から第16条の2までの規定にかかわらず、これらの条に定める給与の種類及び基準に準じて管理者が定める。</u></p> <p>第19条・第20条 略</p>